

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]
[REDACTED]

処分庁 高松市福祉事務所長

上記審査請求人から平成 28 年 3 月 3 日付けで提起された、平成 27 年 12 月 28 日付け生活保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成 27 年 12 月 28 日付けの処分について、その取消を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書等によれば概ね次のとおりである。

(1) 処分庁は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成 27 年 12 月 28 日付けで生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）を行った。

処分庁が平成 27 年 12 月 28 日付けで申請却下したことは、医師の診断書を見無視する等の違法行為が行われており、却下理由にも主観に基づいた偏った判断がなされているという明らかな瑕疵がある。また、寒さによって障害の諸症状が明らかに悪化するため、体調を維持するには必要最低限の暖を取る光熱費が必要なことから、地区別冬季加算の特別基準が適用されるべきであり、不服があるため、本件処分の取消を求め、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行ったも

第3 判断

1 地区別冬季加算の特別基準の適用について、次のとおり国の通知にその取扱いが定められている。

(1) 一般生活費の基準生活費について、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7-2-(1)-アに、「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児（1歳の誕生日の前日までの間にある児童をいう。）が世帯員にいる場合であって、保護の基準別表第1第1章の1の(1)に規定する地区別冬季加算額によりがたいときは、地区別冬季加算額に1.3を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げた額とする。）の範囲内において特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差し支えないこと。…（略）…」とある。

(2) 地区別冬季加算の特別基準が適用となる傷病、障害等について、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（平成38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問（第7-29）に、「局長通知第7の2の(1)のアの「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」とは、どのような者が該当するのか。答 重度障害者加算を算定している者又は要介護度が3、4若しくは5である者であつて、日常生活において常時の介護を必要とするため、外出が著しく困難であり、常時在宅している生活実態にある者（介護人の支援を受けて、通院等のために外出することがある者を含む。）が該当する。その他、医師の診断書等により、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると保護の実施機関が認めた者が該当する。」とある。

2 医療扶助以外の扶助において医学的判断を必要とする場合について、次のとおり国の通知にその取扱いが定められている。

(1) 医療扶助以外の扶助において医学的判断を必要とする場合については、生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助局長通知」という。）第2-2-(3)に、「嘱託医 は、査察指導員、地区担当員等からの要請に基づき医療扶助の決定、実施にともなう専門的判断及び必要な助言指導を行うこと。なお、医療扶助以外の扶助において医学的判断を必要とする場合にも同様とすること。」とある。

また、嘱託医の担当すべき事務については、医療扶助局長通知別紙第1号2-

(3) 一エに、「医療扶助以外の扶助についての専門的判断及び必要な助言指導」とある。

3 これらのことを踏まえ、本件処分について検討する。

処分庁は、上記第2の2及び3のとおり、請求人の地区別冬季加算の特別基準について診断会議を開催し、請求人は、局長通知第7-2-(1)一アに規定する「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」に該当せず、当該特別基準を適用しないことを決定した。診断会議に至るまでの過程において、上記第2の1及び2のとおり、請求人から提出された生活保護法第61条による届出書の添付書類である国民年金・厚生年金保険の診断書(■の障害用)に記載されている請求人の日常生活活動能力や■の障害の状態について嘱託医の医学的判断が行われたことはケース記録に記載されておらず、当該診断書に記載されている請求人の日常生活活動能力等が局長通知第7-2-(1)一アに規定する「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」に該当しないと判断したことについて医学的判断が行われたことは認められない。

また、上記第2の1及び2のとおり、請求人から提出された国民年金・厚生年金保険の診断書(■の障害用)は、平成26年12月3日付けであり、請求人の地区別冬季加算の特別基準の適用の申請が受け付けられた平成27年12月22日の1年以上前のものであることから、当該診断書では当該申請書が受け付けられた時点での請求人の健康状態が局長通知第7-2-(1)一アに規定する「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅をせざるを得ない者」に該当するか否かについて嘱託医の医学的判断が行えないのであれば、処分庁は、請求人に対し、検診を受けるべき旨を命ずる必要があったが、ケース記録に検診を受けるべき旨を命じた記載はない。

これらのことから、処分庁が決定した本件処分は、課長通知問(第7-29)に規定された、「その他、医師等の診断書等により、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると保護の実施機関が認めた者が該当する。」に請求人の日常生活活動能力等が該当するか否かについて医療扶助局長通知第2-2-(3)や医療扶助局長通知別紙1号2-(3)一エに規定された嘱託医の医学的判断及び必要な助言指導を何ら得ることなく決定された処分であり、不当であると言わざるを得ない。

第4 結論

本件審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）40 条 3 項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成 28 年 12 月 2 日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

